

千葉県若葉区告示第 34 号

国民健康保険料通知書を、別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示します。

なお、この書類は、送達を受けるべき方の申出により交付します。

この告示は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年9月10日

千葉県若葉区長 古屋 朗子

No.	記 号 番 号	氏 名	住 所	賦課年	相当年	発 付 日
		田之岡 信夫		R 8	R 8	
		伊達 秀晴		R 8	R 8	
		小堀 哲男		R 8	R 8	
		今井 一成		R 8	R 8	
		鈴木 定男		R 8	R 8	
		ZHAO DINGMING		R 8	R 8	
		THAPA ROJANI		R 8	R 8	
		GARCIA ALARCON DANIELA MONSERRAT		R 8	R 8	
		YAMAGUCHI RUEAN GRONG		R 8	R 8	
		尾形 悠		R 8	R 8	
		高山 真矢		R 8	R 8	
		金岡 孝志		R 8	R 8	
		岩井川 健一		R 8	R 8	
		天笠 雄介		R 8	R 8	

[illegible]